




「県民の声ミニアンケート」の結果

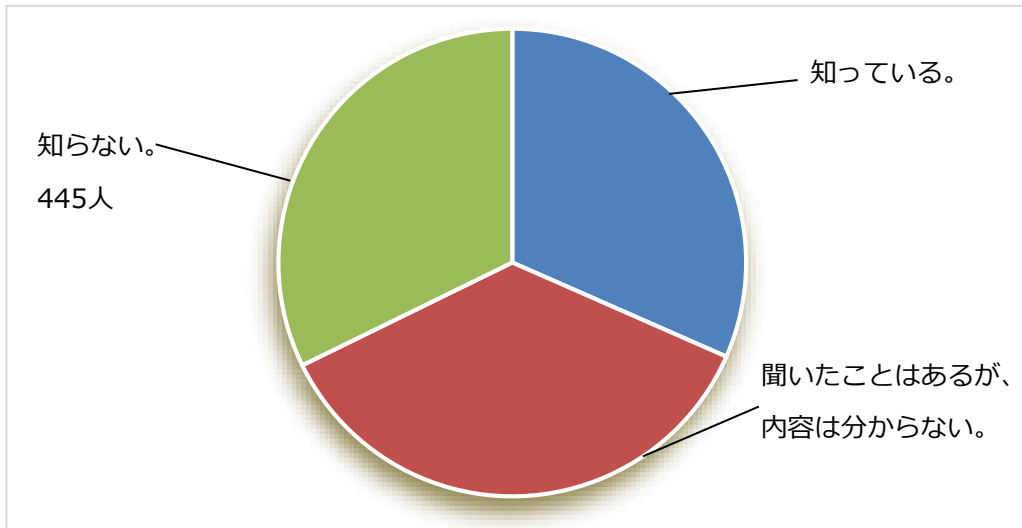
(令和4年8月実施)

Q あなたは、事業者が、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合に、社会的障壁を取り除くため、「合理的な配慮」※を行う義務があることを知っていますか？

あてはまるものを1つ選んでください。

A 回答結果 (有効回答数1,380人)

回 答 項 目	回答数(人)
①  知っている。	436
②  聞いたことはあるが、内容は分からない。	499
③  知らない。	445



「障がいのある方への合理的配慮」とは

合理的配慮とは、障がいのある方が困っているとき、障がいのない方と同じような暮らしができるように気遣うことです。障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が『義務』になりました。

障がいのある方もない方も暮らしやすい社会の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

【障害者差別解消法について】

対象となる「障がい者」は？ (障がい者の定義)

障害者差別解消法では、「障がい者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます。）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいも含まれます。）がある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

対象となる「事業者」は？ (事業者の定義)

障害者差別解消法では、「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【障がい者を理由とする差別で困ったときは、ご相談ください】

福島県では、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組として、「障がい者差別解消推進員」を配置し、相談窓口を開設しております。

「障がいを理由とする差別」や「合理的な配慮の提供」などに関する相談を受付しておりますので、お困りの際は、下記までお問い合わせください。

電話：024-521-8740 FAX：024-521-7979

メールアドレス：shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp



問い合わせ先：福島県保健福祉部障がい福祉課 (024-521-7170)